



SHINKOニュース

NO.216
令和5年5月
信光陸運株式会社

「より安全に より迅速に より高い品質の提供」

2022年度年間スローガン 「求めて難に当たり、自分の能力に挑戦しよう」

【新車購入】

昨年11月にも8台新車を購入しましたが、今年3月にも下記車両3台が納車されました。
今回は3台とも2トンパワーゲート車となっております。中でも車番2362に關しましては、総重量5t未満となっている準中型免許の限定免許保有者(H19~H29年に普通免許を取得された方)向けに導入しました。

この免許の保有者は18歳で普通免許を取得していれば現在23~33歳頃であり、これからの会社を託す方たちでもあります。この方たちが入社された場合、中型免許の取得を待たず業務に就いて頂く事ができ、さらに大きな免許の取得を業務を行いながら目指して頂けるメリットがあります。最大積載量は1,200kgと若干落ちますが、荷室寸法は通常の2tと全く同寸法ですので多くの仕事に活用できます。若いドライバーさんが入社された時に、すぐに乗れるトラックがある事によってモチベーションも上がってくれる事を期待しています。

尾張小牧130い2362
2tパワーゲート車

尾張小牧130い2360 2tパワーゲート車
尾張小牧130い2361 2tパワーゲート車

外觀・仕様などは全く同じで



最大積載量 1,200kg

最大積載量 2,000kg

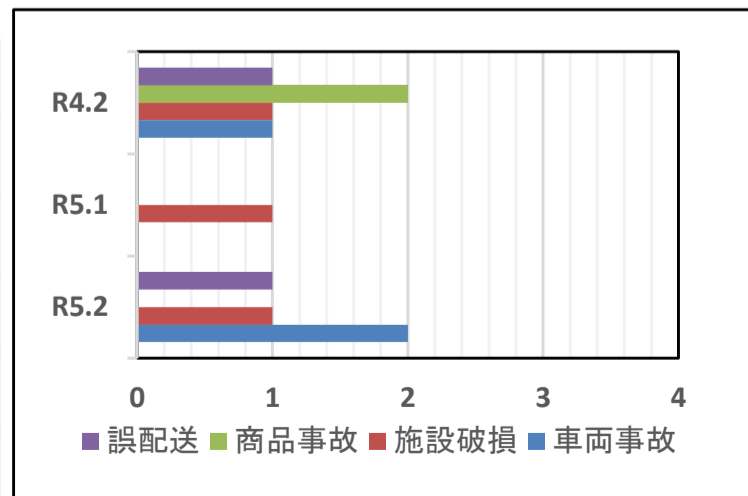
5月の安全重点目標

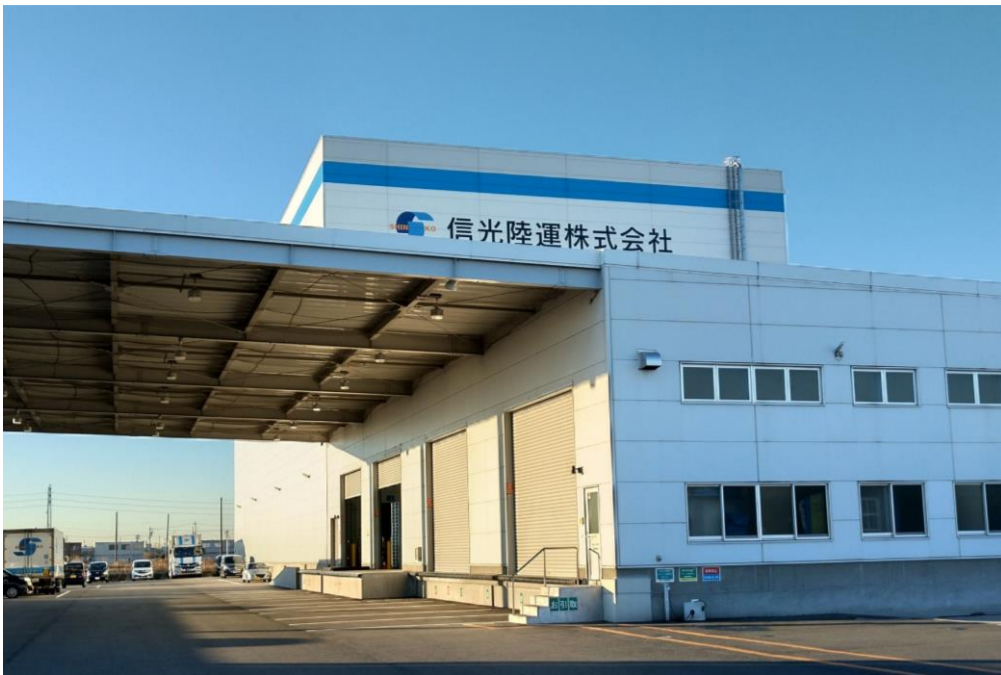
- 事故撲滅(車両・商品)**
- ・安全装置の機能や適切な使用と理解
- 感染症予防対策(継続)**
- ・出庫前検温の徹底
 - ・点呼場入口に足踏み式消毒液の設置
 - ・マスク着用の徹底 他

3月度月度品質結果

協力会社含む

	R5.2	R5.1	対前月比%	R4.2	対前年比%
車両事故	2	0	増加	1	200%
施設破損	1	1	100%	1	100%
商品事故	0	0	-	2	-
誤配送	1	0	増加	1	100%
計	4	1	400%	5	80%





【社内統制及び連絡事項について】

労働時間改善基準告示(2024年4月施行)の対応に向けてのお願い。

2024年4月より、ドライバーの労働時間などを規制する改善基準告示が改正になります。代表的なものは以下の内容となります。

- 1年の拘束時間 改正前 3,516時間 → 改正後 3,300時間
- 1ヶ月の拘束時間 改正前 293時間 → 改正後 284時間
- 1日の拘束時間 改正前 13時間以内(上限16時間、15時間越は週2回が目安)
改正後 13時間以内(上限15時間、14時間越は週2回が目安)

同時に時間外労働時間につきましても、年960時間の上限規制も始まります。そこで、準備期間である2023年4月より休日は日曜日、祝日とその他の曜日で月1回以上の取得を目指して取り組みを開始します。その為、事前に拘束時間の超過が見込まれる場合には、土曜日等の出勤希望に添えない場合もありますのでご承知下さい。

☆☆☆ ゴールデンウィークを前に ☆☆☆

4月29日から今年のゴールデンウィークがスタートし、長いところでは5月7日まで連続休暇の会社もあることと思います。

当社業務は5月1日、2日両日は通常営業としておりますが、荷主様の都合によってはゴールデンウィーク期間中も通常通り配送業務がありますので、各自スケジュールの確認を必ずお願いします。

業務での運転には日頃から細心の注意を払っていただいておりますが、休み期間中に家族や友人等と遠方に出かける方もおられると思います。大切な人を同乗させての運転も渋滞や遊びの疲れなど業務とは異なる状況での運転であり、ちょっとした気のゆるみや時間を気にして無理な運転などは絶対にせず、休息を十分と安全運転で過ごしていただきたいです。